○国土交通省告示第千四百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道７号改築工事（新発田拡幅・新潟県新発田市中曽根字通り下地内から同市中曽根町一丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　新潟県新発田市中曽根町三丁目、中曽根町二丁目、小舟渡字神明前、小舟町三丁目及び中曽根町一丁目地内

２　使用の部分　新潟県新発田市中曽根字通り下、中曽根町三丁目、中曽根字中坪、中曽根町二丁目、小舟渡字神明前、小舟町三丁目及び中曽根町一丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県新発田市中曽根字通り下地内から同市中曽根町一丁目地内までの延長920mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道７号改築工事（新発田拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道７号（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、酒田市、秋田市、大館市等を経由して、青森市に至る延長約552kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、新発田市の既成市街地を通過し、沿線には商業施設等が連たんしており、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年10月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、新発田市中曽根町三丁目地内で23,621台／日であり、混雑度は1.97となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年８月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているエチゴモグラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等が確認されている。エチゴモグラ、メダカ及びマルタニシについては、周辺に同様の生息環境が広く存在することから、チュウサギについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存在することから、影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメミクリを含むミクリ属の一種等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、新潟県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和17年３月31日に都市計画決定され、平成４年５月29日に変更決定された都市計画と、交差点部の隅切りを除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、新発田市長を会長とする新発田市国・県道整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　新潟県新発田市役所

○国土交通省告示第千四百六十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

三ノ中「山手町一丁目二番七号」を「桜木町四丁目十六番二十五号」に改める。